

礫混りの黄褐色土層、さらに灰色粘土層となる。出土遺物として盛土下部から布目痕のある瓦片(第5図31)が出土した。

第24トレンチ(第4図) トレンチ内は各二メートルの五つに区切り、〇・八メートルの掘り下げを行った。土層は大別して四層に分れ、I～III層は整地のための埋土及び二次堆積層であり、IV層上面において溝状の落ち込みが認められるが不明瞭である。I～IV層ともに出土遺物はなかった。

調査による出土遺物は第5トレンチからの陶磁器類、土師器と、第23トレンチからの瓦片である。

瀬戸灰釉碗(第5図28) 口径一〇・七センチの底部を欠く破片であり、口縁部が外反する。

瀬戸灰釉おろし皿(第5図29) 小破片のため大きさは不明であるが、口縁端部が内側へカギ状に屈折する。

須恵器系擂鉢(第5図27) 口径二三・二センチの擂鉢の口縁部片である。口縁部は断面三角形状に肥厚している。

中国製白磁碗片(第5図30) 小破片のため断面のみ図示したが、腰部が屈折して稜線となり、真直に開いた器形のものである。

土師器鉢(第5図26) 口縁部が屈折する真直に開いた深鉢である。

土師器皿A(第5図1～20) 小破片となったものが多く、復元径のばらつきが大きいが口径一二～一三センチのものが中心である。器形は丸底のもので、1、口縁部が外反して端部がわずかに内反するもの、

2、口縁部が薄く変化のないもの、3、口縁部が比較的厚くなるもの3種がある。

土師器皿B(第5図21) 口径八・六センチの丸底のものである。

土師器皿C(第5図22～25) 口径六・四～六・八センチの大きさの底部中央を内側へ出張らせたいわゆるヘソ皿である。

土師器皿類の年代は、決め難いが共伴した陶磁器類は一三～一五世紀の年代が与えられるので、同時期のものと推定される。

以上調査の結果、外構柵設置工事に支障のある箇所が三箇所判明した。界標四号に接する古墳は工法上支柱基礎の移動が困難なことからやむをえず基礎部分のみ記録保存することにし、飛地へ号域内の朝原山17号・18墳は横穴式石室が検出され、六～七世紀代の古墳であることが判ったが境界線と市道との法面地が現在京都府管理地となっており、両古墳の石室残存部を取り込んで外構柵を設置することを府に諒解を求め、これを保存した。

その他の箇所については工事に支障ないものと考えられ、予定の位置に工事を実施した。
(井上喜久男)

二、鳥戸野陵外構柵設置区域の調査

鳥戸野陵の拝所左側二三五メートルの外周に実施する外構柵設置工事区域には、明治時代の図にみえる陵域内一六基の墳丘のうち、七号から

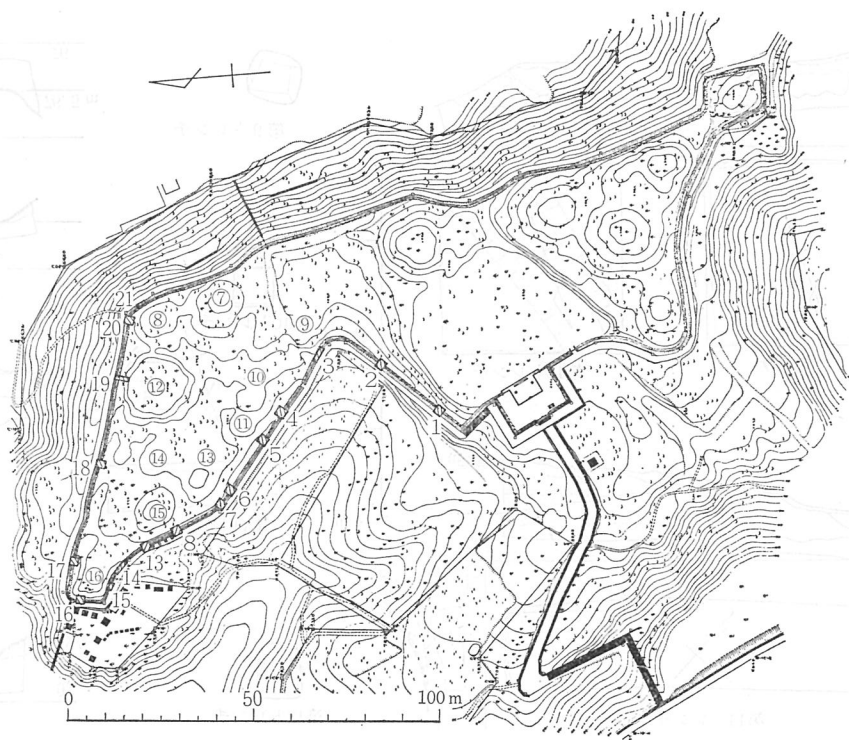
一六号までの一〇基の墳丘がある（第6図）ので、昭和五十二年九月五日から二十三日まで事前調査を実施した。大小21箇所のトレンチを設けて、施工予定箇所と墳丘・土堤との関係を重点的に調査した（第7・8図）。

第1・2トレンチ 表層は、植栽により攪乱されているが、普通の山の斜面で、遺構は検出されなかった。攪乱層から須恵器（第9図5）、近世以降の陶磁器（同2・3・6・11）、土師器皿（同1）、不明石製品（同4）等が出土した。

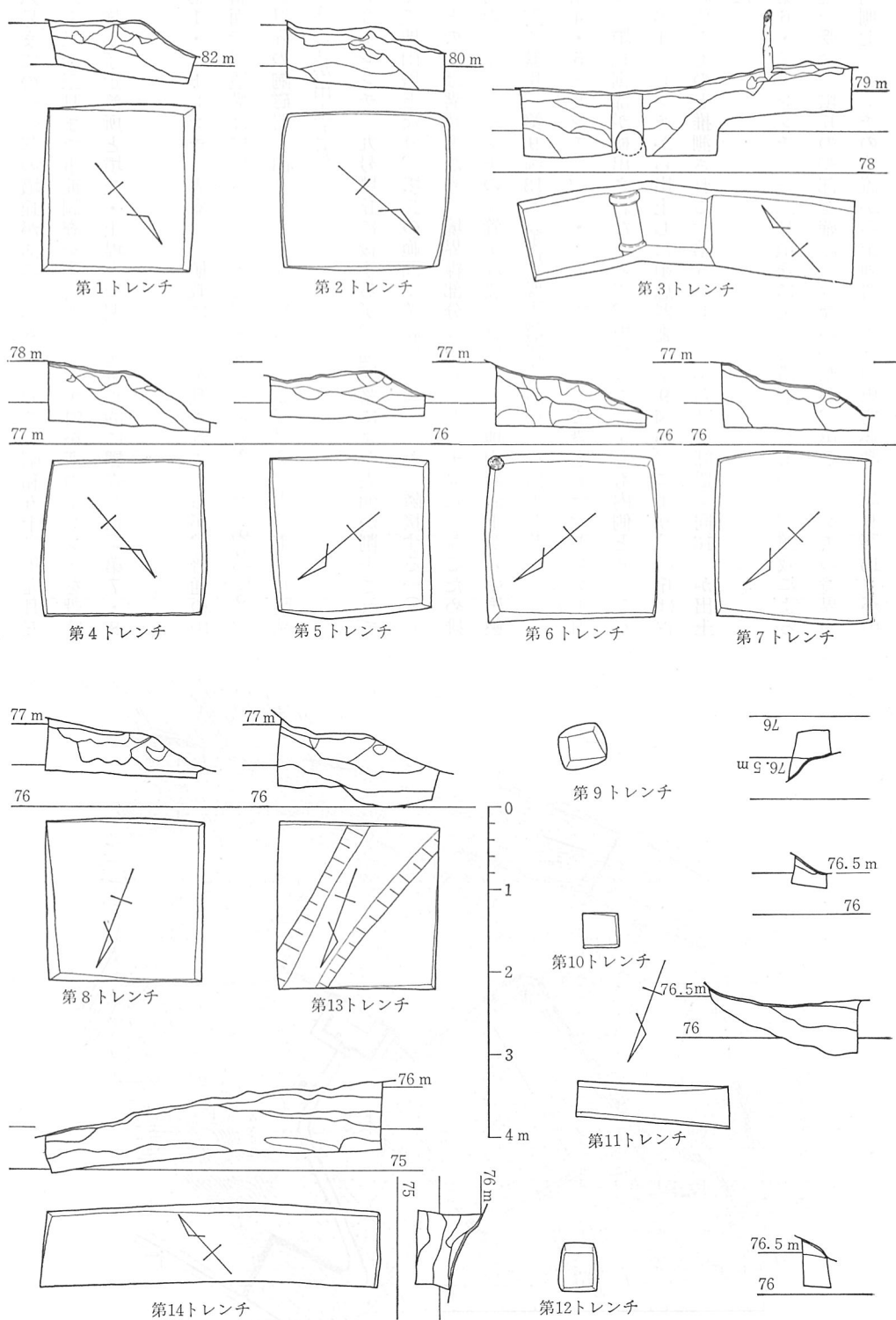
第3トレンチ 九号墳丘に接するが、巡回路により表面が削平されてすぐに地山層となり、墳丘の範囲は確認できなかった。隣接する一〇号墳丘との間は溝状となり、境界線部分は植栽のため土堤状となるため排水用の直径三〇センチの土管が埋設されている。地山層直上から中国製三彩陶器盤片（第9図13）、須恵器系陶器片（同12）が出土した。

第4・5トレンチ 一〇・一一号墳丘に接して設定した。トレンチ内では、墳丘裾部が検出されないで、墳丘はここよりも内側と考えられる。第4トレンチから出土した須恵器甕（第9図14）により、墳丘は古墳時代のもものと推測される。第5トレンチからは土師器（同16）が出土した。

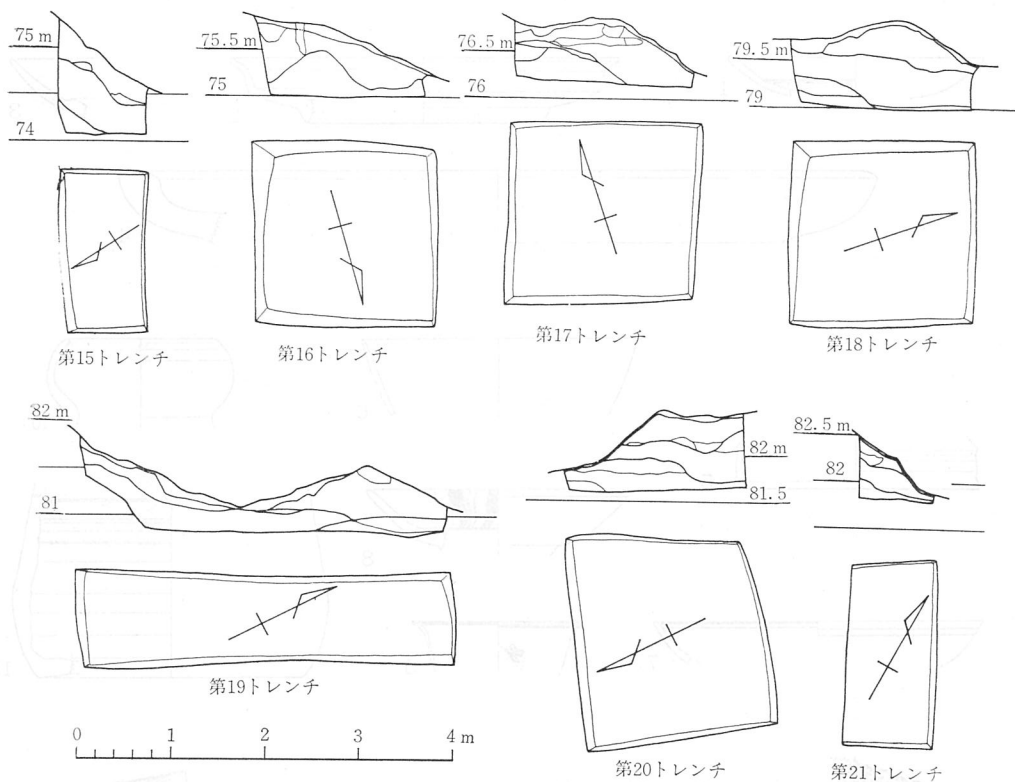
第6・7トレンチ 一三号墳丘に接して設定したもので、植栽による攪乱を受け、墳丘の裾部を確認できなかったが、第7トレンチの境界線の内側七〇センチの位置から土師器壺片と須恵器坏身（第9図15）が出



第6図 鳥戸野陵トレンチ位置



第7図 鳥戸野陵トレンチ断面および平面図(1) (1/80)



第8図 鳥戸野陵トレンチ断面および平面図(2) (1/80)

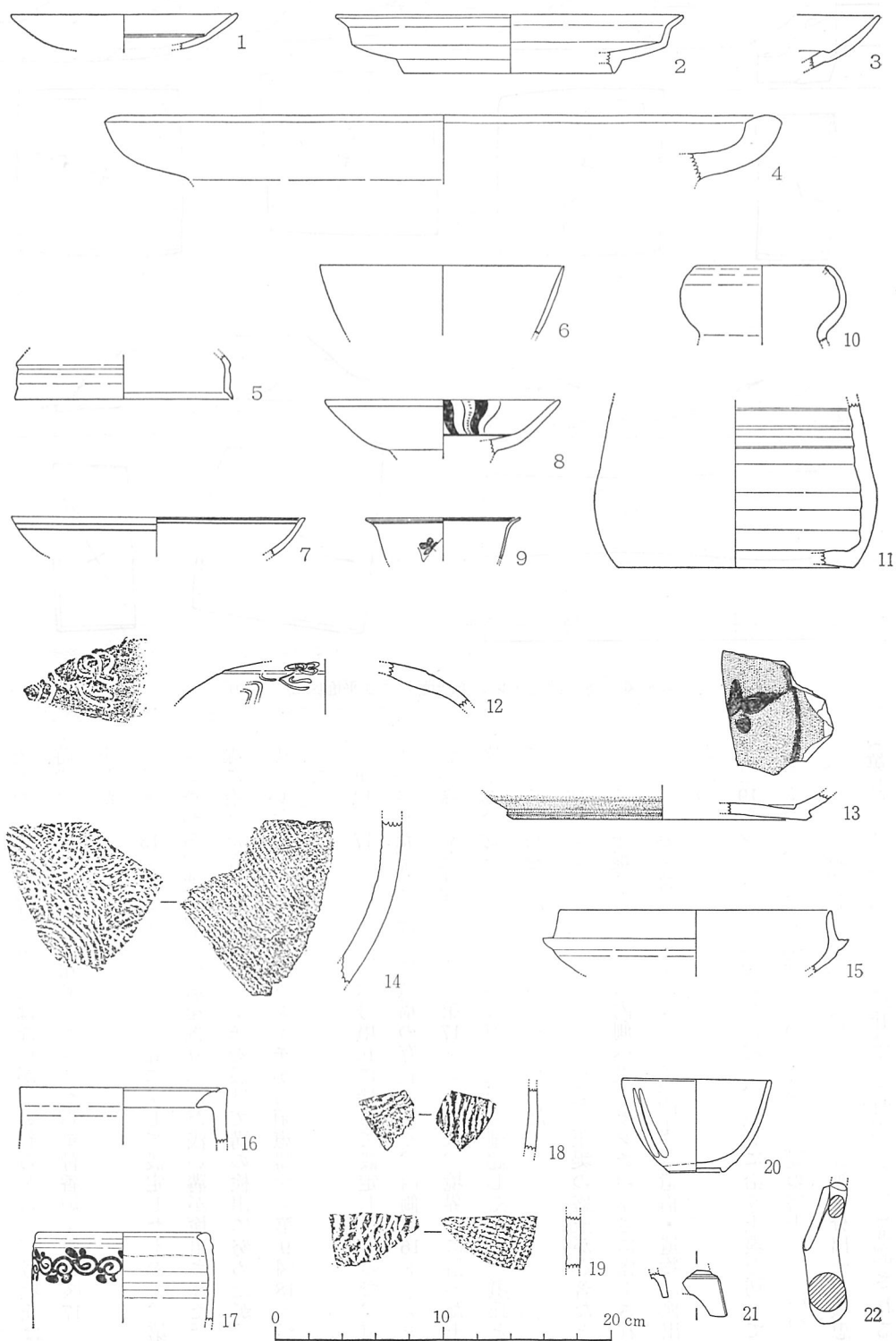
土した。遺構に伴うものではないが、これから一三号墳丘は古墳時代のものであろう。第6トレンチから染付香炉(第9図17)が出土した。

第8トレンチ 一五号墳丘に接して設定したもので、第13トレンチから、地山層の礫層を掘り込んだ浅い溝が検出された。境界線に沿った巡回路に小トレンチを設けて溝の検出に努めたが、連続しないようである。第9トレンチから須恵器片(第9図18)が出土した。

第14トレンチ 一六号墳丘に接して設定したもので、南側の削平された部分には特に遺構の存在はなく、西側第16トレンチは岩盤が露出した状態である。第17トレンチは、境界線に沿った土堤の盛土部分約三〇センチ下から旧表土層を確認しえたが、墳丘と判定できる資料をつかむことができなかった。

第18トレンチ 墳丘はないが、植栽の土堤の盛土が顕著なところである。土堤は境界線から内側へ五〇センチの厚さに盛土され、盛土下は旧地表面となっている(図版四一)。遺構・遺物は検出されなかった。

第19トレンチ 一二号墳丘に接し、境界に沿う土堤を切って設定したもので、一二号墳丘はその裾部から土堤の盛土の下につながり、土堤の域内側の裾部分まで延びる。墳丘裾部分出土の須恵器片(第9図19)から、一二号墳丘は古墳時代のものと推測される。白



第9図 鳥戸野陵出土遺物実測図 (1/4)

釉碗（第9図20）細工物（同21・22）が出土した。

第20・21トレンチ 八号墳丘に接して設定したもので、すでに東北部分は一部削平されて巡回路となっている。20トレンチでは、地山層を掘り込む溝状の落込みの肩部が認められた（図版四2）。出土遺物はない。調査区域内にある墳丘10基のうち、出土した須恵器からみて古墳時代のもものと推定しうるのは、第一〇～一三号墳丘である。このうち第一三号墳丘は、六世紀前半代の年代観が与えられよう。

出土品は次のとおりである。

土師器（第9図1・16）

皿（1）口径一三・四センチの手作りで、内面底部に移る部分に一条の沈線を繞らす。

筒形容器（16）口縁部が矢筈口状に内側へ突出している。

壺片 非常に脆く細片となつてしまい図示できない。第7トレンチ出土。

須恵器（第9図5・14・15・18・19）

甕（14・19）14は甕の底部に近い部分の破片と考えられるもので、灰色を呈し、外面に条線状の、内面に同心円の青海波文の叩き目が認められる。19は甕片で、外面に格子目、内面に青海波文の叩き目が認められる。甕の胴底部の一部のため、細かい年代観は与えられない。

坏蓋（5）口径一三センチの口縁部分の小破片である。外側面は黒灰色、内面は灰色を呈し、焼成は良好である。口縁部が薄く外反する。陶

邑古窯址群MT15号窯のものに類似し、15より二段階古い年代が与えられよう。⁽¹⁾

坏身（15）口径一六・二センチで、内傾するたちあがりかゆるく外反して薄くなるものである。陶邑古窯址群TK10号窯のものに類似する。⁽²⁾

壺（18）小さな破片で、外面に条線状の叩き目が認められる。

磁器（第9図2・6・9・17）

白磁皿（2）口径二〇・八センチで、口縁部が外折する。胎土は黄白色を呈し、焼成がやや不十分である。釉は白色を呈し、貫入が多い。

白磁碗（6）小破片。伊万里。

染付皿（7・8）小破片。伊万里。

染付碗（9）口径九・三センチの大きさと、全体に非常に薄作りであり、二次的に火を受けている。

染付香炉（17）口径一〇・六センチの筒形香炉である。外側面には染付唐草文様を繞らす。

陶器（第9図3・10・13・20・22）

鉄釉陶器（3・10・11）3は鉄釉大鉢の口縁部片と考えられる。焼成不十分でゆがみがある。10は瓢形をなし、内外面とも鉄釉が施されている。11は内面に轆轤水挽き痕が強くみられ、徳利と考えられる。外面には鉄釉が施されている。

白釉陶器（20）高さ五・六センチ、口径九センチ、底径五・四センチ

の白釉碗で、外側面の四方に二条の凹線文様を施す。胎土は赤褐色を呈する細土である。

須恵器系陶器(12) 壺の肩部と考えられる破片で、一条の整形による段がある。また宝尽し状のヘラ刻文様が描かれている。その焼成状態やヘラ刻文様からみて、近年京都をはじめ畿内で広く出土する須恵器系の擂鉢と同時代の所産と考えられ、一二〜一三世紀の年代が考えられる。

中国製三彩陶器(13) 底径一八センチとなる盤の底部片である。内面底部にはヘラ刻花文が描かれ、花文部分は黄釉を、その他周辺部及び外側面には緑釉を施す。胎土は小砂粒を含み淡黄白色から灰色を呈し、良く焼き締まっている。二次的に火を受け、釉薬が変質している。

中国製三彩盤は、宋代のものが数例知られるようになってきたが、それらのものとは器種が異なり、国内では出土例が知られていない唯一例である。同一器種⁽³⁾のものは、フィリピンのルソン島の出土報告例があるのみである。磁器染付碗は、非常に薄作りされたもので、伊万里とするよりも中国明代と考えられるものである。両者は、約二〇メートル離れ、ともに遊離して出土したため推測の域を出ないが、両者が同一時に使用され、後に何んらかの理由で散乱したと考えれば、三彩陶片が一六世紀前半代に位置するものとする⁽⁴⁾ことも肯ずかれることである。とにかく今後の資料の増加を待たねばならない段階である。

細工物(21・22) 無釉のもので、脚を付し透しの入った胴部となる器物である。

不明石製品(第9図4) 直径四〇・二センチの皿状の形態のものであるが、表裏ともきれいに研摩されている。

調査の結果、古墳時代から近世以降現代に及ぶ出土遺物が採集されたが、すでに攪乱されて遺構の確認が困難であり、一部削平されたと考えられる墳丘についても、保存を要する積極的な成果が得られなかったので、予定の工事を実施した。
(井上喜久男)

註

- 1 平安学園考古クラブ『陶器古窯址群Ⅰ』昭41。
- 2 注1に同じ。
- 3 Loosin, I. and Loosin, C. Oriental Ceramic Discovered in the Philippine. Tokyo, 1967.
- 4 長谷部楽爾氏から御教示を得た。

三、継体天皇陵外構柵設置区域の調査

継体天皇陵左側面外堤の境界線上に外構柵の設置工事を実施するに際して、昭和五十二年十月下旬に事前調査を実施した。調査に当っては境界線沿い約一六〇メートルの間に八本のトレンチを設定した(第10図)。調査所見の概略は次の通りである。

現在境界線は外堤肩部の約二メートル外側にあり、肩の部分はカマボコ状に半円形に隆起している。トレンチは隆起の中央部から境界線上ま



1. 鳥戸野陵 第18トレンチ 土堤盛土状況



2. 鳥戸野陵 第20トレンチ 土堤盛土状況